

# 書道科教育法の改善の方向に関する一考察

押上 万希子

## 0. はじめに

現在、高等学校学習指導要領は平成31年度から先行実施、平成34年度から年次進行で実施に向けて改訂作業が進められている。また、教育職員免許法等は、新学習指導要領の改訂を踏まえて、大学の創意工夫により質の高い教職課程を編成できるよう改めた。一方、全ての大学の教職課程で共通的に習得すべき資質能力を明確化することで教員養成の全国的な水準を確保することを目的に「教職課程コアカリキュラム」が作成された（注1）。

本稿では、新学習指導要領に基づいた、育成すべき資質及び能力を育むことのできる教員養成を進めるには、大学においてどのような改善が必要か、筆者が担当する書道科教育法を中心に検討し、改善の方向性を探っていきたい。「1.」では、2017年度を中心に各大学で実施されている書道科教育法をシラバスから調査し、「2.」では、高等学校で実施されている書道科目を調査し書道科教育法が現場に即しているかを調査する。「3.」では、国語科書写と芸術科書道の学習指導要領の改訂の方向性についてまとめ、「4.」では、学習指導要領の改訂を踏まえ改正された、教育職員免許法等の改正と、教職課程コアカリキュラムについてまとめ、「5.」で、書道科教育法の改善の方向に関する考察を述べたい。

## 1. 書道科教育法の現状と課題

### (1) 書道科教育法の現状

平成28年4月1日現在で高等学校書道の一種免許を取得することができる大学は、通学課程・通信課程合わせて72校で106のカリキュラムである（注2）。教育学部（学芸学部・教育人間科学部を含む）または学科・専攻・課程に「書道」「芸術」「文化」という名称のある大学では、4年間で書道を専門的に学ぶことができるカリキュラムになっている。逆にそうではない大学は、書道免許の取得は可能であるが、決して専門的に書道を学べる環境とは言えない場合が多く、本学もここに属す。だが、一步現場に出しまえば、一書道科教員である。本学のような専門的に学ぶ環境ではない大学の場合、同じ免許を取得させる側としては、限られた時間で実践的な力を付けさせることの必要性を多に感じる。

72校で実践している書道科教育法について、ホームページで公開されているシラバスを調査した。基本的には2017年度を用いているが、隔年開講や半期ずつの開講の場合は2016年度も用いた。複数のカリキュラムで免許が取得可能でも、開講される書道科教育法は変わらないところばかりであるが、北海道教育大学においては旭川キャンパスと岩見沢キャンパスとで全く違う講義を展開しているため、都合上別の大学扱いとする。また、シラバスが参照できなかった大学が4校あり、合計69校の調

査結果となる。殆どが 30 単位時間での実施であったが、半期の 15 単位時間での実施、書道科教育法 A～C の 45 単位時間の実施、半期が 16 単位時間ある大学もあったことから、調査結果は割合で示すことにした。シラバスから講義内容を読み取る際、1 講義に複数の内容を組み込んでいる場合は、記載の仕方や前後の授業の内容から 2 つに選択し 0.5 講義ずつで換算した。

なお、分類にあたっては、各講義の内容ごとに次のように分類を行って整理した。

学習指導要領	学習指導要領に関する講義内容
指導内容	学習指導要領という記載はないが、指導内容に関する講義内容
計画	年間指導計画、単元指導計画、授業計画に関する講義内容
教材研究	実技以外の教材研究、教材開発に関する講義内容
実技	毛筆書写、篆刻、表具、採拓、実用書等、学生が実技を行う講義内容
書道史・書論・鑑賞	指導方法ではなく、学生が講義を受けるという講義内容
指導方法	指導方法、評価に関する講義内容
指導案	学習指導案の作成に関する講義内容
模擬授業	模擬授業、実地研修、高校への授業見学に関する講義内容
書写	小・中学校国語科書写のみを扱う講義内容
その他	オリエンテーション、講義のまとめ、テストなどに関する講義内容

◀図1▶シラバスから見る69校の講義内容

	学習 指導 要領	指導 内容	計画	教材 研究	実技	書道史 書論 鑑賞	指導 方法	指導案	模擬 授業	書写	その他		
教育学部 以外 しかない 大学	1	3%	5%	3%	0%	58%	2%	0%	2%	27%	0%	0%	
	2	10%	2%	0%	0%	30%	0%	0%	3%	45%	0%	10%	
	3	3%	3%	0%	2%	0%	0%	12%	3%	67%	0%	10%	
	4	0%	0%	0%	0%	13%	87%	0%	0%	0%	0%	0%	
	5	13%	3%	0%	3%	0%	0%	17%	7%	23%	0%	33%	
	6	7%	0%	13%	10%	0%	0%	27%	13%	10%	13%	7%	
	7	0%	0%	3%	30%	0%	0%	7%	3%	43%	0%	13%	
	8	0%	7%	2%	13%	48%	7%	0%	8%	10%	0%	5%	
	9	0%	3%	37%	7%	0%	0%	13%	23%	0%	0%	17%	
	10	0%	0%	13%	17%	0%	0%	7%	13%	27%	17%	7%	
	11	7%	0%	5%	2%	18%	0%	3%	25%	25%	10%	5%	
	12	0%	10%	0%	3%	37%	0%	10%	7%	27%	0%	7%	
	13	3%	3%	0%	0%	17%	0%	17%	3%	47%	0%	10%	
	14	0%	0%	2%	0%	12%	0%	12%	2%	65%	0%	8%	
	15	0%	0%	0%	3%	0%	0%	10%	0%	73%	0%	13%	
	16	3%	0%	3%	0%	0%	0%	3%	3%	67%	0%	20%	
	17	3%	3%	0%	0%	60%	17%	0%	17%	0%	0%	0%	
	18	3%	7%	5%	7%	17%	0%	20%	5%	23%	0%	13%	
	19	7%	13%	4%	0%	0%	0%	24%	13%	23%	0%	14%	
	20	0%	11%	0%	7%	4%	24%	36%	7%	4%	0%	7%	
	21	0%	0%	0%	0%	98%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	
	22	0%	25%	9%	6%	0%	0%	3%	6%	16%	19%	16%	
	23	7%	7%	0%	0%	20%	27%	3%	10%	0%	17%	10%	
	24	13%	0%	7%	8%	0%	0%	13%	18%	33%	0%	7%	
	25	3%	3%	3%	0%	0%	0%	63%	10%	13%	0%	3%	
	26	7%	0%	23%	7%	0%	0%	0%	23%	27%	0%	13%	
教育学部 がある 大学	27	0%	6%	13%	6%	0%	0%	22%	16%	25%	0%	13%	
	28	2%	13%	0%	0%	13%	0%	31%	3%	34%	0%	5%	
	29	3%	13%	17%	0%	0%	7%	27%	20%	0%	13%		
	30	0%	30%	3%	7%	0%	0%	40%	0%	13%	0%	7%	
	31	0%	0%	0%	17%	20%	0%	0%	3%	37%	0%	23%	
	32	2%	0%	0%	0%	22%	0%	22%	3%	44%	0%	7%	
	33	0%	7%	0%	2%	0%	0%	12%	3%	73%	0%	3%	
	34	7%	10%	3%	10%	0%	0%	27%	17%	7%	0%	20%	
	35	0%	7%	7%	17%	0%	0%	30%	10%	13%	0%	17%	
	36	7%	7%	0%	21%	21%	0%	0%	0%	29%	0%	14%	
	37	0%	33%	7%	3%	10%	0%	10%	0%	23%	10%	3%	
	38	0%	20%	0%	0%	0%	0%	20%	0%	27%	27%	7%	
	39	13%	0%	7%	0%	47%	13%	0%	0%	13%	0%	7%	
	40	20%	0%	0%	0%	0%	0%	7%	7%	53%	0%	13%	
	41	3%	0%	10%	8%	0%	0%	3%	15%	60%	0%	0%	
	42	7%	13%	0%	7%	30%	0%	0%	0%	30%	0%	13%	
	43	0%	7%	0%	0%	45%	0%	45%	0%	0%	0%	3%	
	44	0%	7%	3%	0%	23%	23%	17%	0%	20%	0%	7%	
	45	3%	0%	13%	37%	0%	0%	0%	27%	10%	0%	10%	
	46	10%	0%	4%	14%	0%	0%	11%	18%	32%	0%	12%	
	47	7%	0%	7%	0%	0%	0%	0%	60%	27%	0%	0%	
	48	7%	7%	0%	0%	40%	20%	20%	0%	0%	0%	7%	
	49	0%	0%	0%	0%	25%	0%	0%	0%	33%	0%	42%	
	50	2%	0%	0%	0%	47%	0%	28%	0%	17%	0%	7%	
	専門 課程 がある 大学	51	0%	3%	33%	0%	0%	0%	40%	5%	8%	0%	13%
		52	0%	33%	0%	2%	0%	0%	10%	5%	37%	10%	3%
53		7%	0%	0%	0%	20%	17%	13%	0%	40%	0%	3%	
54		0%	10%	10%	20%	7%	13%	20%	0%	10%	3%	7%	
55		3%	3%	0%	13%	0%	0%	7%	43%	23%	0%	7%	
56		0%	3%	3%	7%	0%	0%	10%	13%	50%	0%	13%	
57		3%	15%	3%	0%	57%	0%	0%	2%	17%	0%	3%	
58		0%	0%	10%	10%	0%	0%	0%	10%	17%	30%	23%	
59		3%	13%	7%	7%	0%	0%	20%	7%	20%	0%	23%	
60		3%	0%	0%	13%	7%	0%	20%	10%	43%	3%	0%	
61		7%	0%	0%	2%	17%	0%	10%	3%	13%	30%	18%	
62		0%	7%	0%	0%	7%	7%	37%	10%	13%	3%	17%	
63		3%	0%	7%	0%	0%	0%	30%	13%	33%	0%	13%	
64		0%	10%	0%	3%	0%	0%	37%	20%	17%	0%	13%	
65		0%	13%	0%	0%	30%	3%	27%	0%	7%	7%	13%	
66		0%	0%	0%	0%	0%	0%	33%	27%	27%	0%	13%	
67		0%	7%	0%	0%	33%	0%	0%	0%	47%	0%	13%	
68		10%	10%	7%	17%	0%	3%	0%	23%	22%	0%	8%	
69		0%	5%	0%	0%	0%	0%	2%	3%	37%	50%	3%	

教育学部・専門課程がある大学のように専門的に学ぶ環境の大学と、主に文学部が占める教育学部以外しかない大学とでは、カリキュラムの特性を活かした講義内容になっているのではないかと予想したが、それほど差はなかった。強いて言えば、専門課程がある大学は実技と書道史・書論・鑑賞の割合が他に比べて少なく、書道科教育法以外の授業での充実を伺う。

極端な偏りが見られるのは、21のようにほぼ実技のみを行う大学、4のように書道史・書論・鑑賞に関する講義のみを行う大学、47・55のように指導案作成に時間をかけるが模擬授業には時間をかけない大学である。その他にも、1・8・17・21・29・50・57の大学では実技に関する講義が全体の約5割を占め、4・9・17・21・23・43・48の大学では、模擬授業に関する講義がシラバス上存在しない。《図2》《図3》からは内容にも偏りがあるのは明らかである。また、《図3》からは、圧倒的に模擬授業の内容を曖昧にしている大学が多いことがわかる。

《図2》実技内容の割合

		漢字	仮名	漢字仮名交じり	篆刻	表具探拓	実用生活の書	文房四宝執筆法など	混合もしくは不明
教育学部以外しかない大学	1	51%	17%	17%	11%	3%	0%	0%	0%
	2	78%	0%	11%	11%	0%	0%	0%	0%
	4	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	8	48%	21%	14%	7%	0%	0%	0%	10%
	11	36%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	64%
	12	45%	27%	9%	0%	0%	18%	0%	0%
	13	60%	10%	0%	10%	0%	0%	0%	20%
	14	71%	14%	14%	0%	0%	0%	0%	0%
	17	39%	33%	11%	0%	0%	6%	6%	6%
	18	20%	20%	20%	0%	0%	0%	0%	40%
20	0%	0%	50%	0%	0%	0%	0%	50%	
21	71%	14%	10%	0%	0%	0%	0%	5%	
23	50%	17%	0%	0%	0%	0%	0%	33%	
教育学部がある大学	28	75%	0%	0%	0%	0%	0%	25%	0%
	31	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	32	86%	14%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	36	33%	33%	33%	0%	0%	0%	0%	0%
	37	50%	25%	25%	0%	0%	0%	0%	0%
	39	43%	29%	29%	0%	0%	0%	0%	0%
	42	78%	0%	11%	0%	0%	0%	0%	11%
	43	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	44	57%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	43%
	48	0%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	0%
49	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	
50	64%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	36%	
専門課程がある大学	53	33%	33%	33%	0%	0%	0%	0%	0%
	54	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	57	59%	24%	18%	0%	0%	0%	0%	0%
	60	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	61	60%	20%	20%	0%	0%	0%	0%	0%
	62	50%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	65	22%	44%	33%	0%	0%	0%	0%	0%
	67	60%	20%	20%	0%	0%	0%	0%	0%

≪図3≫模擬授業で取り扱う内容の割合

		漢字	仮名	漢字 仮名 交じり	創作	篆刻	表具 採拓	実用	硬筆	文房四 宝 執筆法	書道史 書論 鑑賞	混合 もしくは 不明
教育学部以外 しかない大学	1	38%	38%	25%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	2	59%	34%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	7%
	3	65%	15%	15%	0%	0%	0%	0%	0%	5%	0%	0%
	5	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	6	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	7	69%	15%	8%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	8%
	8	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	10	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	11	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	12	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	13	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	14	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	15	18%	0%	27%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	55%
	16	55%	25%	15%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	5%
18	29%	14%	14%	14%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	29%	
19	29%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	71%	
20	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	
22	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	
24	10%	10%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	70%	
25	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	
26	50%	25%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	25%	0%
教育学部が ある大学	27	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	28	64%	9%	9%	9%	0%	0%	0%	0%	0%	9%	0%
	29	33%	33%	33%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	30	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	31	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	32	86%	14%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	33	50%	14%	9%	0%	5%	5%	0%	0%	5%	14%	0%
	34	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	35	25%	25%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	36	50%	25%	25%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	37	29%	29%	14%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	29%
	38	50%	25%	0%	0%	6%	0%	6%	0%	0%	13%	0%
	39	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	40	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
41	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	
42	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	
44	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	
45	33%	0%	33%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	33%	
46	37%	3%	0%	0%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	53%	
47	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
49	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	
50	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	
専門課程が ある大学	51	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	52	36%	18%	36%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	9%
	53	42%	33%	25%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	54	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	55	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	56	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	57	40%	40%	20%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	58	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	59	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	60	77%	8%	0%	0%	0%	0%	0%	15%	0%	0%	0%
	61	75%	25%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	62	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	63	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
	64	40%	20%	20%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	20%
65	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	
66	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	
67	57%	29%	14%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
68	62%	15%	15%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	8%	
69	45%	18%	18%	0%	9%	0%	0%	0%	0%	0%	9%	

「高等学校学習指導要領 第2章 第7節 第2款 第10～12」から「A 表現」に関して、内容の取扱いの記載をみてる。

《図4》学習指導要領にみる内容の取扱いについて

	漢字仮名交じりの書	漢字の書	仮名の書	篆刻・刻字	硬筆
書道 I	(※選択をするという記載はなく、全てを扱う)			・扱うよう配慮する	・取り上げるものとする
		・臨書及び創作を通して指導する			
書道 II	(※選択をするという記載はない。)	・一つ以上を選択して扱うことができる ・臨書及び創作を通して指導することができる		・篆刻を扱うものとし、生徒の特性等を考慮し、刻字等を加えることもできる(※漢字の書を選択した場合)	
書道 III	・一つ以上を選択して扱うことができる	・臨書又は創作のいずれかを通して指導することができる			

(※)は筆者記載

《図4》のように、学習指導要領には各分野の扱いについて記載されており、《図2》《図3》と比較すると、実技内容並びに模擬授業で取り扱う内容の偏りは、学習指導要領に即していると言い難く、担当教員の専門性の違いが影響していると考えられる。

## (2) 書道科教育法の課題

高校書道の免許取得を望む学生のうち、高校時代に芸術科で書道を選択してこなかった学生がいる。中学校国語科書写の学習指導が特に三年次で有効に実施されることが少ない現状はよく指摘されるところだが、それに漏れず、小学生の書写以来で毛筆を持つという学生もいる。他の芸術科目では考えられないことかもしれないが、未経験者で、尚且つ大学で専門的に学ぶ環境でなくても書道科教員になれてしまう可能性があるのである。そして、書道未経験の学生を前に、専門的な環境に身を置く学生と同じような講義はできない。そのとき、担当教員の願いが、「少しでも示範や添削ができるようになってもらいたい」ならば実技に関する講義が多くなるし、「高校の書道の授業はどういうものなのかを味わってもらいたい」ならば実技の他、書道史・書論・鑑賞に関する講義が多くなる。担当教員の専門性の違いもあるかもしれないが、学生の資質能力の違いの影響が大きいと考えられる。

また、書写の指導に関する知識・技術がどこで育成されるのかが明確にされていないがゆえ、書道科教育法の中に書写が大きな割合を占める。本来、教科教育法で言うと、国語科教育法の中で行うべき内容である。教員の専門性を考え、書道科教育法に入れているのか。これについては、教員養成課程のシステム、カリキュラムに関わる根本的な問題でありここで論じることでないかもしれない。しかし、《図1》で69の大学は約5割が書写に関する内容を取り扱っているのを見ると、書道科教育法の本来的な時間が明らかに減らされているのは、書道科教育法の講義内容を精選していかな

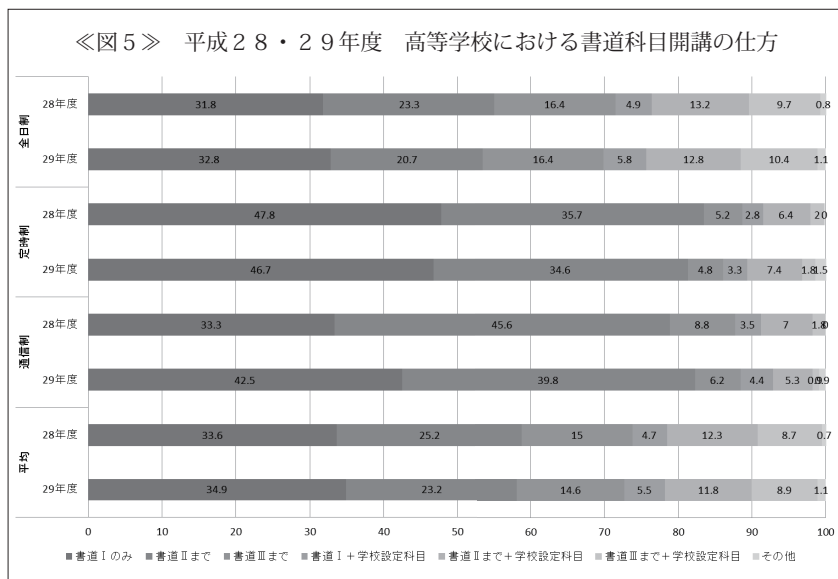
なければならないという課題に繋がるのではなからうか。

各大学の諸事情に応じて講義内容はあるから、易々とは否定はできない。しかし、書道科教員として必要となる資質能力をどのようにして身に付けさせるか。限りある時間の有効的に使う講義内容を探っていく必要があるのではなからうか。

## 2. 高等学校の書道科目と書道科教育法

### (1) 高等学校の書道科目の開講

第40回(注3)及び41回全日本高等学校書道教育研究会(注4)における、全日本高等学校書道研究会調査部の、全国高等学校書道教育に関する実態調査について(報告)から以下のようにグラフにまとめた。

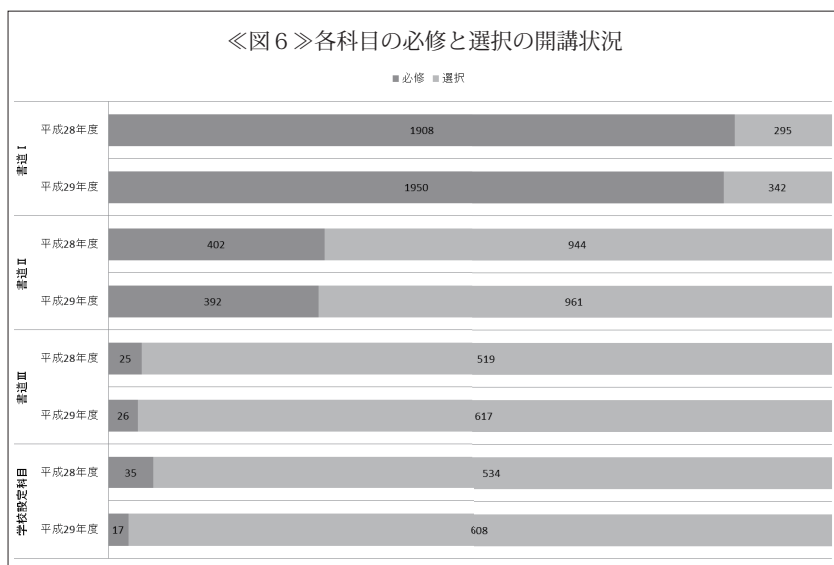


直近2年のデータのためのため推移はわからないが、平成29年度は「書道Ⅰのみ」の開講が一番多く、次いで「書道Ⅱまで」というところまでは全課程で共通する。このデータに使用された教育課程数であるが、全日制1950、定時制272、通信制113のため、平均のグラフは全日制のグラフに近い形になる。本稿では課程別には述べないため、この後は平均のグラフで見えていくとすると、三番目に多い順から、「書道Ⅲまで」「書道Ⅱまで+学校設定科目」「書道Ⅰまで+学校設定科目」「書道Ⅲまで+学校設定科目」「その他」となる。

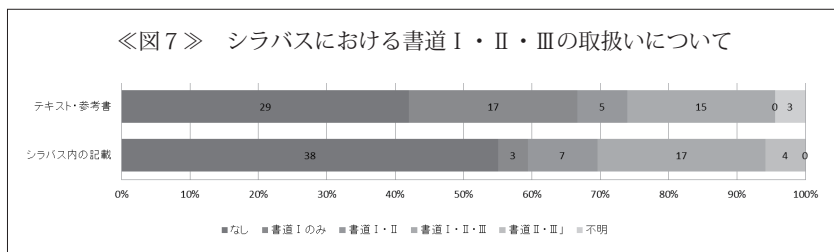
### (2) 書道Ⅰ・書道Ⅱ・書道Ⅲ

まず、各学科に共通する科目である、書道Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの3科目に着目していく。「高

等学校指導要領 第1章総則 第3款 1各学科に共通する必修教科・科目及び総合的な学習の時間」の(1)において、全ての生徒に履修させる各教科・科目が記されており、「キ 芸術のうち「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」、「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目」とある。また、同じく、「第2章各科目 第11節 書道Ⅱ」に「「書道Ⅱ」は、「書道Ⅰ」を履修した生徒が、更に次の段階として履修するために設けている科目である。」とあり、更に、「第12節 書道Ⅲ」には、「「書道Ⅲ」は、「書道Ⅱ」を履修した生徒が、更に次の段階として履修するために設けている科目である。」とある。《図6》を見てもらいたい。この場合の「必修」とは芸術教科内の必修をさし、「選択」とは他教科との選択をさす。各学校で教育課程の幅が広がると同時に、書道Ⅱ・書道Ⅲと進むにつれ開講数が減っていくのは当然なのである。



では、大学の書道科教育法ではこの3科目をどう扱っているのか。先述の69校の大学のシラバスから2つに注目した。1つは、テキストまたは参考図書として高等学校書道の教科書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲをどのように扱っているか。もう1つは、授業内で書道Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの内容をどのように扱っているかである。





まず、1つめのテキスト・参考図書について見ていく。「不明」の3校については、ギリシャ文字の文字化けと「高等学校書道の教科書」とだけの記載で、教科書を使用していないわけではないので、使用している大学が約6割ということになる。「なし」としている大学のうち、毎回プリントを配布するという記載のところがある。指導案の作成や模擬授業が授業計画にあるのに教科書を使わないというのは考えにくいので、教科書の一部をプリントとして使用しているのだろう。そうすると、出版社を一社に固定する必要がないので、教員側が各出版社の特徴を捉えながら、授業に応じて教材を選ぶことができる。しかし、教科書一冊を手にするということは、各科目でどのような教材をどう使用していくかを確認できる。通常、文部科学省検定済み教科書は4年毎に改訂の機会がある。学生が高校時代に使っているものとは変わっていることもあるため、テキスト・参考図書の指示は必要ではなからうか。

続いて、2つめの授業内の扱いを見ていく。「書道Ⅱ・Ⅲ」の4校については、書道Ⅰについての記載漏れと記載ミスであろう。こちらは5割強の大学が一切の記載をしていない。2つの事項について細かく確認すると、教科書も授業内の扱いも両方とも「なし」の大学は19校、両方とも「書道Ⅰのみ」は0校、両方とも「書道Ⅰ・Ⅱ」は3校、両方とも「書道Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は6校である。他は、テキスト・参考書と授業内容とが一致していない。理由として、学習指導要領については書道Ⅱ・Ⅲまで触れるが、指導案作成や模擬授業では書道Ⅰの教材のみ扱うといったようなことが考えられる。書道Ⅰ・Ⅱ・Ⅲそれぞれが高等学校では70時間ずつの授業になるものを、書道科教育法の約30単位時間で全てを網羅するというのは到底無理な話であり、実践的な力をと考えると書道Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの順に重視されるのは最もなことだ。

しかし、授業内の扱いが「なし」、つまりどの科目として扱うかの記載がなく、「泰山刻石」「寸松庵色紙」というように、古典名を授業内容にしているのは問題視したい。文部科学省認定済教科書の書道Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを4社と、それぞれに対応する学習指導例を各社のHPから参照し、臨書教材として掲載されている古典を漢字の書・仮名の書で分けて表にした。この際、各社の掲載順であること、同じ科目内で繰り返される教材は1回目のみを記し、出版社で異なった古典名は統一をし、木牘に関しては細かい名称ではなく出土地と時代を入れた総称を用いた。薄い網掛けが書道Ⅰの教材と被っているもの、濃い網掛けが書道Ⅱの教材と被っているものである。

《図8》4社の取り扱う古典の比較

漢字の書				仮名の書				
	教育出版	教育図書	東京書籍	光村図書	教育出版	教育図書	東京書籍	光村図書
書道Ⅰ	九成宮禮泉銘	孔子廟堂碑	九成宮禮泉銘	孔子廟堂碑	蓬萊切	蓬萊切	蓬萊切	蓬萊切
	孔子廟堂碑	九成宮禮泉銘	孔子廟堂碑	九成宮禮泉銘	高野切第三種	高野切第三種	高野切第三種	高野切第三種
	雁塔聖教序	雁塔聖教序	2018/6/252018/	雁塔聖教序	寸松庵色紙	高野切第一種	高野切第一種	関戸本古今和歌集
	顔氏家廟碑	顔氏家廟碑	白書告身	顔氏家廟碑	藍色紙	藍色紙	関戸本古今和歌集	元永本古今和歌集
牛欄造像記	牛欄造像記	牛欄造像記	牛欄造像記	升色紙	寸松庵色紙	中務集	寸松庵色紙	
鄭義下碑	集王聖教序	鄭義下碑	鄭義下碑		寸松庵色紙	升色紙	升色紙	
蘇慈墓誌銘	蘭亭序	蘭寺心経	蘭寺心経		高野切第一種	高野切第一種	高野切第一種	
蘭亭序	風信帖	蘭亭序	蘭亭序	書道Ⅱ	寸松庵色紙	関戸本古今和歌集	本阿弥切本古今和歌集	
争坐位文稿	争坐位文稿	争坐位文稿	争坐位文稿		藍色紙	寸松庵色紙	関戸本古今和歌集	
泰山刻石	風信帖	風信帖	風信帖		升色紙		十五番歌合	高野切第二種
曹全碑	曹全碑	李暉詩殘卷	風信帖				元永本古今和歌集	針切
居延漢簡	真草千字文	伊都内親王願文	真草千字文			石山切伊勢集	高野切第二種	
書譜		曹全碑	曹全碑			藍色紙	針切	
		乙瑛碑	泰山刻石			寸松庵色紙	香紙切	
		居延漢簡	泰山刻石			曼殊院古今和歌集	元永本古今和歌集	
		張猛龍碑	泰山刻石			亂之集	鎌色紙	
書道Ⅱ	石鼓文	泰山刻石	張猛龍碑	泰山刻石	高野切第二種	秋萩帖	秋萩帖	秋萩帖
	石尊	石鼓文	石鼓文	石鼓文	秋萩帖	本阿弥切古今和歌集	寸松庵色紙	升色紙
	甲冑文	石尊	龔子玉碑	臨石鼓文	十五番歌合	金沢本万葉集	結葉本和漢朗詠集	柱宮本万葉集
	乙瑛碑	甲冑文	始平公造像記	小臣翰楮尊	関戸本古今和歌集	針切	元永本古今和歌集	十五番歌合
	曹全碑	曹全碑	愚賢經	甲冑文	本阿弥切古今和歌集	香紙切	一条拱政集	卷子本古今和歌集
	漢代木簡	乙瑛碑	集王聖教序	乙瑛碑		一条拱政集		一条拱政集
	石門頌	居延漢簡	李柏尺牘稿	居延漢簡		中務集		曼殊院本古今和歌集
	十七帖	石門頌	温泉銘	曹全碑				更職日記
	真草千字文	十七帖	瀧頂歷名	石門頌				源氏物語 抄
	集王聖教序	書譜	蜀素帖	十七帖				和歌一種
	祭姪文稿	集王聖教序	書譜	書譜				
	蜀素帖	温泉銘	十七帖	草書諸上座帖卷				
福泉銘	祭姪文稿	勿患帖	集王聖教序					
皇南瀛碑	瀧頂歷名	孔昭碑	温泉銘					
節節孔碑	伊都内親王願文	張遷碑	祭姪文稿					
魏晉藏造像記	蜀素帖	開道婆斜道刻石	争坐位文稿					
蘭季直表	黃州寒食詩卷跋	敦煌漢簡	祭姪文稿					
策毅論	孟法師碑	石鼓文	蘭季直表					
	真草千字文	甲冑文	龔子玉碑					
	張猛龍碑	小臣翰楮尊	始平公造像記					
	鄭義下碑	臨石鼓文	美人董氏墓誌銘					
	始平公造像記	篆書張茂先勅志詩	孟法師碑					
	龔子玉碑							
書道Ⅲ	甲冑文	甲冑文	黃庭經	散氏盤				
	大于冊	小臣翰楮尊	鄭長祿造像記	天長神讀碑				
	泰山刻石	散氏盤	麻姑山壇記	中山王●方壺				
	萊子侯刻石	郭店楚簡	策毅論	篆書五言聯				
	敦煌漢簡	長沙子雅庫楚帛書	喪亂帖	包山楚簡				
	張遷碑	開道婆斜道刻石	黃州寒食詩卷	孔昭碑				
	李柏尺牘稿	孔昭碑	屏風上代	敦煌漢簡				
	姨母帖	西嶽華山廟碑	左輔序	銀雀山前漢簡				
	喪亂帖	西狹頌	草書千字文	開道婆斜道刻石				
	李太白憶旧遊詩卷	張遷碑	国申文帖	題菩提之窟壁上				
	伊都内親王願文	李柏尺牘稿	里耶秦簡	喪亂帖				
	屏風上代	平復帖	居延漢簡	温泉銘				
元朝舊墓誌銘	喪亂帖	萊子侯刻石	臨河序					
李楷墓誌卷	蘭季直表	夫孟鼎	離洛帖					
雲格山右閣題字	策毅論	散氏盤	行草書七言絕句軸					
蘭寺心経	魏晉藏造像記	詔版	龔子玉碑					
	高貞碑		楷書前後出師表卷					
	皇南瀛碑		高貞碑					
	枯樹賦							
	草書千字文							
	瀧頂歷名							
	李暉詩殘卷							
	白氏詩卷							
	離洛帖							
	黃州寒食詩卷							
	李太白憶旧遊詩卷							
	李太白詩帖							
	金剛經							
	玄妙觀重脩三門記							
	臨王筠寒暄帖軸							
	草書五律詩軸							
	隸書文語橫披							
	篆書張茂先勅志詩							
	行書山谷題跋語							

このように、どの教材をどの科目で扱うかは各出版社によって違い、1つの出版社の中でも2つの科目に渡って扱うこともある。「高等学校学習指導要領 第2章 第7節 第2款 第10～12」の通り、指導内容は学習指導要領にあり、古典はあくまでも教材である。どの科目でその古典を使うかによって、目標と内容は変わるので、古典名だけを授業内容に用いることの不適切なのは明らかである（注5）。

### （3）学校設定科目

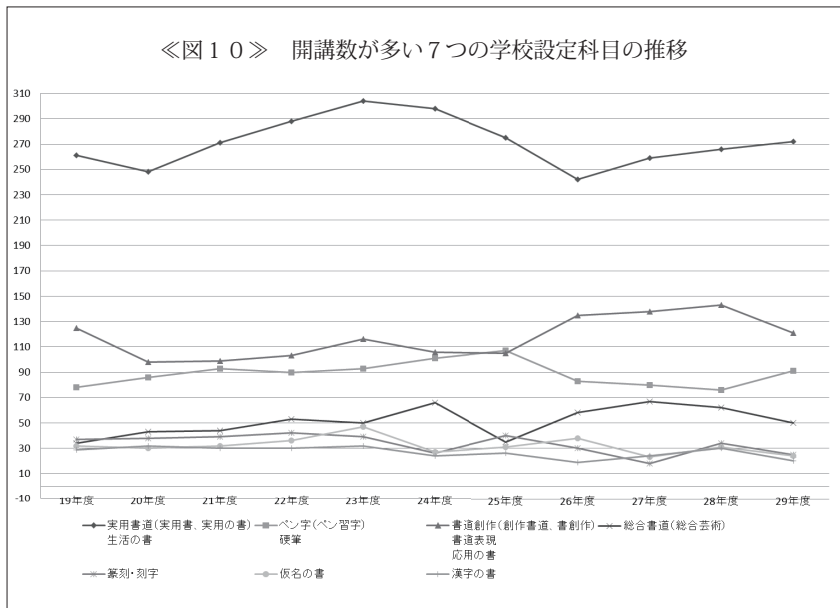
書道を開講する高校の教育課程のうち4分の1が設けている、学校設定科目を確認すると、「高等学校学習指導要領 第1章 総則」に「学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、上記2及び3の表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目（以下、「学校設定科目」という。）を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、各学校の定めるところによるものとする。〈下線、筆者〉とある。上記2とは、各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びに標準単位数、上記3とは、主として専門学科において開設される各教科・科目であり、書道は上記2にのみ記載される。教科は芸術、科目は書道Ⅰ・Ⅱ・Ⅲである。

では、実際に教育現場ではどのくらいの開講数があるかという点、先述の全日本高等学校書道研究会調査部の報告によると、平成28年度の開講数は988、平成29年度の開講数は910である。その中でも開講数が多い学校設定科目11種類の平成19年度から平成29年度の開講数が示されていた。「実用書道（実用書、実用の書）」、「ペン字（ペン習字）」、「書道創作（創作書道、書創作）」、「書道表現」、「生活の書」、「篆刻・刻字」、「硬筆」、「総合書道（総合芸術）」、「仮名の書」、「漢字の書」、「応用の書」の11種類である。「篆刻・刻字」「漢字の書」「仮名の書」は、内容が実技で且つ取り上げられる分野が限定されている。「実用書道（実用書、実用の書）」と「生活の書」、「ペン字（ペン習字）」と「硬筆」は科目名から内容が汲み取ると、これらは互いに同じであると捉えてよいだろう。データ集計の際、悪まで科目名で分類したことが伺える。「書道創作（創作書道、書創作）」「書道表現」「応用の書」も先の2組ほどではないが、同じであると捉えてよいだろう。分野は限定しないが実技を内容とすることが科目名から見て取れる。一方、総合書道（総合芸術）という科目名からは、実技だけでなく鑑賞や書論、更には芸術全般との関わりなど、取り上げる内容が多岐に渡る可能性が考えられるため、別にしておく。そうすると、以下のように11科目を7科目に置き換え、表とグラフにまとめた。

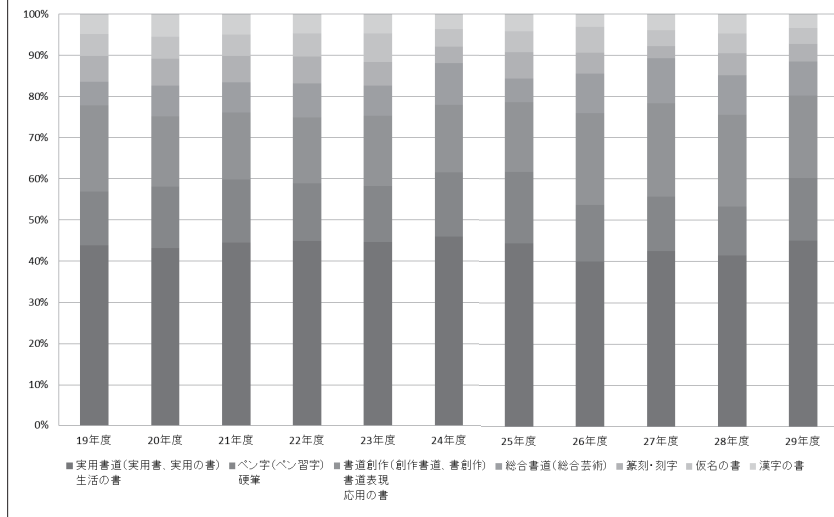
《図9》開講数が多い7つの学校設定科目の推移

科目名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実用書道(実用書・実用の書) 生活の書	261	248	271	288	304	298	275	242	259	266	272
ペン字(ペン習字) 硬筆	78	86	93	90	93	101	107	83	80	76	91
書道創作(創作書道、書創作) 書道表現 応用の書	125	98	99	103	11	106	105	135	138	143	121
総合書道(総合芸術)	34	43	44	53	50	66	35	58	67	62	50
篆刻・刻字	37	38	39	42	39	26	40	30	18	34	25
仮名の書	32	30	32	36	47	27	31	38	23	31	24
漢字の書	29	32	30	30	32	24	26	19	24	30	20

《図10》開講数が多い7つの学校設定科目の推移



《図11》 開講数が多い7つの学校設定科目の割合



「実用書道（実用書、実用の書・生活の書）」が圧倒的に多い。これは、必修で書道を履修していなくても、小・中学校国語科書写の延長で取り組みやすいこと、科目名の通り日常に即しているため、生徒にとって選択肢の幅が広がるということが考えられる。

「ペン字（ペン習字）・硬筆」が多い理由も同様のことが考えられるが、もう一つ付け加えたい。それは、各学校の開講の仕方である。《図6》の通り、学校設定科目の殆どが選択（他教科との選択）の中で開講されている。筆者が非常勤講師をしていた高校では、3年生文系コースにおいて、情報・英語・音楽・美術・書道から授業を選択させていた。校内事情が芸術以外の選択教科の特性かは定かではないが、一般的に必修の芸術の授業が2時間連続であるのに対して、選択授業では1時間ずつを1週間に2回行っていた。1時間では準備・片付けに時間を要する毛筆の実技では制作時間が限られてしまう。しかし、硬筆ならば制作時間が十分に確保できる。

「ペン字（ペン習字）・硬筆」と近年差をつけて増加しているのが、「書道創作（創作書道・書創作）・書道表現・応用の書」である。筆者が非常勤講師として経験したのは「書道表現」であったので、実際に体験したことや感じたことを少し述べる。芸術教科内の選択、学校設定科目の選択と、選択を重ねてきた結果、書道を選ぶ生徒が集まるので、関心意欲の高い集団ができた。多少高度なことを要求しても、全員が目標達成に向け努力できた。しかし、必修で書道を履修している生徒とそうでない生徒では、経験の差による技術の差が否めないため、目標の設定や、観点別に評価する際に評価の重みを熟慮する必要性を感じた。

開講数の多さについては科目名にあるだろう。幅広く取り組むことができる、これ

は言い換えると内容に融通が効き、学校や生徒の実態に応じやすく、公立学校教員の異動にも応じやすい。筆者が非常勤講師を勤めることに決まったのは3月末日で、既にシラバスも刷り上がった後だった。書道Ⅰ・Ⅱのシラバスは前任者が作成していたが、「書道表現」のシラバスは、授業者である筆者に全て任された。学校の教育課程を考えるとという面では授業者個人に一任することには異を唱えるが、正直、授業者としては自由な面が大きい。それに比べて「仮名の書」「漢字の書」「篆刻・刻字」となると、教員側の専門性が強く問われる。もし筆者が「篆刻・刻字」の非常勤講師を依頼されたら辞退しただろう。しかしこれらの科目は、学校の実態に応じれば、教員の専門性を活かして特色ある教育課程となる。例えば転勤のない私立学校教員であれば、継続して実施することができるだろう。開講数が他より少ないのは、その分野を専門に教えることができる教員がいるか否かという学校の実態と、必修で書道を選択していない生徒が分野を狭めて追究していくというのは難しいという生徒の実態とが理由にあげられるだろう。

最後に、科目名からもっとも幅広く捉えられる「総合書道（総合芸術）」は平成25年度に一度急に減少したが、26年度、27年度と増加し、27・28年度は「ペン字（ペン習字）・硬筆」に迫るものだったが、平成29年度にまた減少した。広義な解釈ができるこの科目の一番の特徴は、実技を行うこともできるが、実技に限らないことだ。他は書写道具や分野が違うことはあるが、実技を打ち出した科目名になっている。例えば社会人講師の活用や学校間や地域の美術館との連携等も含めて内容を考慮していくと、充実した授業展開が望めるのではないだろうか。今後も10%程度は占め続けるのではと予想する。

全国の書道を開講している高校の4分の1以上が学校指定科目を開講している状況であることを含め、勤めた際には書道Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ以外にも学校設定科目を担当する可能性があること、高等学校教科書というものが無い中で、学校や生徒の実態に合わせてシラバス・年間指導計画等を作成していかなければならないことなど、書道科教育法で触れていく必要はありそうだ。

### 3. 国語科書写の改訂と芸術科書道の改訂の方向性

#### (1) 小・中学校国語科書写の改訂について

国語科書写については、小学校学習指導要領・中学校学習指導要領ともに既に平成28年度末に改訂・告示され、平成30年度から先行実施、小学校は平成32年度から、中学校は平成33年度から全面実施の予定になっている。

「国語ワーキンググループの審議の取りまとめ」（注6）には、以下二点のように書写の改訂の方向性を示す部分がある。

（伝統文化に関する学習の改善）

・・・なお、書写については、手本を模倣するだけの学習のみではなく、小学校段階では、平仮名、片仮名、漢字の由来や、点画（はね、払い等）、字形などの特質

を理解して書くこと、中学校段階では、文字の文化の多様性や表現の豊かさを理解して効果的に書くことなど、高等学校段階の国語科及び芸術科（書道）の学習につながる、用具・用材を含めた文字文化についての理解を深める指導を充実することが求められる。

（言葉を取り巻く環境の変化を踏まえた学習の充実）

・・・国語科書写においては、将来の社会生活に向けて文字を正しく整えて早く書く力を身に付けるとともに、文字の手書きをして、視覚、触覚、運動感覚など様々な感覚が複合する形で言葉を学習することで、その言葉を表す意味や概念も含めて習得することや、読み手に分かりやすくだのように書くかという相手意識を持つこと、手書きした文字に対して読む側が受け取れる表現の効果などを学ぶことが求められる。

書写は国語科の「知識及び技能」の〔我が国の言語文化に関する事項〕に位置付けられた。平成元年の改訂以降、約20年に渡り〔言語事項〕に位置付けられてきたが、前回の改訂より「手書き」を文化として捉える視点が強調されている。また、「手書き」を「視覚、触覚、運動感覚など様々な感覚が複合する形で」とあるように、書いた結果ばかりでなく「書き進める過程」、つまり運動面に視点を当てる改善の方向性を示している。小学校の「新学習指導要領 第2 各学年の目標及び内容〔第1学年及び第2学年〕2（3）ウ（イ）」で「点画の書き方」を明記した。また、「第3 指導経計画の作成と内容の取扱い 2（1）カ」では、「（エ）第1学年及び第2学年の（3）のウの（イ）の指導については、適切に運筆する能力の向上につながるよう指導を工夫すること。」を新設し、低学年の指導について初めて明確に示された。また、中学校では、「第2 各学年の目標及び内容で、第3学年」では「旧学習指導要領」が、「（2）書写に関する次の事項について指導する。ア 身の回りの多様な文字に関心をもち、効果的に文字を書くこと。」であったのに対し、「エ 書写に関する次の事項を理解し使うこと。（ア）身の回りの多様な表現を通して文字文化の豊かさに触れ、効果的に文字を書くこと。」と、「多様な表現」、「文字文化の豊かさ」が新学習指導要領では示された。この二点は、今回の改訂におけるもっとも重要な改善事項と言える。

## （2）高等学校芸術科書道の改訂の方向性

高等学校芸術科書道については、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校および特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について（答申）」（注7）及び「芸術ワーキンググループにおける審議の取りまとめ」（注8）を踏まえ、以下の観点から改善が図られ、平成29年度末までに改訂・告示される予定になっている。

- ・書の特質に即した見方・考え方を働かせ、意図に基づいて構想し表現を工夫したり書のよさや美しさを味わって深く捉えたりし、生活や社会における文字や書と豊かに関わる資質・能力を位置付ける。

- ・表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要な資質・能力である〔共通事項〕を、「書に関する見方・考え方」との関連を考慮して位置づける。
- ・国語科の共通必修科目において育成する、書写能力を実社会・実生活に生かすことや、古典の作品と書体等との関わりから多様な文字文化への理解を深めることといった資質・能力との関連を図る。

#### 4、教育職員免許法改正と教職課程コアカリキュラム

##### (1) 教育職員免許法等の改正

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」（注9）では、養成段階の課題と改革のポイントを挙げ、教育職員免許法の一部改正へと繋がった。高等学校教諭の普通免許の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法が、3区分から5区分になった。書道科教育法のように各教科の指導法は、今まで「教職に関する科目」に属していたが、現行では、教科に関する専門的事項とともに「教科及び教科の指導法に関する科目」に属す。

各教科の指導法については、「情報機器及び教材の活用を含む。」と追加され、2単位から4単位以上の習得となり、「高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。」と、アクティブラーニングの視点からの学習過程の改善が求められている。

##### (2) 教職課程コアカリキュラム

教職課程とは、原則として大学における教育研究の一環として「学芸」の成果を基盤に営まれることになっている。また、教員は教職に就いたその日から、学校という公的組織の一員として実践的任務に当たることになるため、教職課程には「実践性」が求められている。このため教職課程は「学芸」と「実践性」の両面を兼ね備え、この二つを融合し、高い水準の教員を養成することが求められてきた。大学における教員養成の下、学芸的側面が過度に強調されることや、担当教員の関心に基づいた授業が展開されること、学校現場の課題が複雑・多様化する中、教員養成課程において実践的指導力や課題への対応力の習得が不可欠である、という背景から、平成29年「教職課程コアカリキュラム」が作成された。

教職課程コアカリキュラムとは、教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程で共通的に習得すべき資質能力を示すものとなっている。教職課程コアカリキュラムの定める内容を学生に習得させた上で、地域や学校現場のニーズに対応した教育内容や、大学の自主性や独自性を発揮した教育内容を習得させることは尊重され、各大学が責任をもって教員養成に取り組み教師を育成する仕組みを構築することで教職課程全体の質保証を目指すものとなっている。

筆者のような大学関係者における教職課程コアカリキュラムの活用については、「教職課程コアカリキュラム」内で、「教職課程の担当教員一人一人が担当科目のシラバ



スを作成する際や授業等を実施する際に、学生が当該事項に関する教職課程コアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を習得できるよう授業を設計・実施し、大学として責任をもって単位認定を行うこと。」と示されている。そこで、筆者が担当するような、教科教育法においてはどのような目標が定められているか確認しておく。

各教科の指導方法（情報機器及び教材の活用を含む。）

全体目標

当該教科における教育目標、育成を目指す資質・能力を理解し、学習指導要領に示された当該教科の学習内容について背景となる学問領域と関連させて理解を深めるとともに、様々な学習指導理論を踏まえて具体的な授業場면을想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

（１）当該教科の目標及び内容

一般目標

学習指導要領に示された当該教科の目標や内容を理解する。

到達目標

- １）学習指導要領における当該教科の目標及び主な内容並びに全体構造を理解している。
- ２）個別の学習内容について指導上の留意点を理解している。
- ３）当該教科の学習評価の考え方を理解している。
- ４）当該教科と背景となる学問領域との関係を理解し、教材研究に活用することができる。
- ５）発展的な学習内容について探求し、学習指導への位置付けを考察することができる。

※中学校教諭及び高等学校教諭

（２）当該教科の指導方法と授業設計

一般目標

基礎的な学習指導理論を理解し、具体的な授業場면을想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標

- １）子供の認識・思考・学力等の実態を視野に入れた授業設計の重要性を理解している。
- ２）当該教科の特性に応じた情報機器及び教材の効果的な活用法を理解し、授業設計に活用することができる。
- ３）学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業設計と学習指導案を作成することができる。
- ４）模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。
- ５）当該教科における実践研究の動向を知り、授業設計の向上に取り組むことができる。

※中学校教諭及び高等学校教諭

書道科教育法の講義内容と照らし合わせると、学習指導要領・指導内容・指導方法に関する講義と指導案・模擬授業に関する講義の充実が求められていることがわかる。

## 5. 書道科教育法の改善

「1.」で述べた書道科教育法の現状と課題、「2.」で述べた教育現場の実態、「3.」で述べた既に告示されている国語科書写の学習指導要領と芸術科書道の学習指導要領の改訂の方向性、そしてそれに伴う教育職員免許法等の改正や教職課程コアカリキュラムを踏まえ、書道科教育法の改善のポイントとして3つ提起したい。

### (1) 教科に関する専門的事項と関連させた指導の改善

「4. (1)」で述べたように、各教科の指導法は教科に関する専門的事項とともに「教科及び教科の指導法に関する科目」という区分になった。そこで、範書や生徒の添削をすることができるようになることを目的とした技術の習得にあたる実技や、書道史・書論・鑑賞に関する知識を得るための講義内容は、教科に関する専門的事項の指導の中で十分に取り扱えるよう、講義間の連携を図って指導していく。書道科教育法の講義内容の精選になり、いま養成段階で求められている「実践・演習を重視した授業」へのシフトにも繋がる。

### (2) 書写と書道の学習指導要領に関する指導の改善

「1.」で指摘したように、本来の書道科教育法を減らすような割合にはならないよう気を付けつつ、「3. (2)」でまとめたように新学習指導要領を踏まえ、芸術科書道だけでなく国語科書写の学習指導要領についても扱いたい。

高校の非常勤講師をしていたときに痛感したことが、書写と書道の橋渡しの大切さである。小・中学校学習指導要領では、毛筆を使用して書写の指導を行うことの国語科におけるねらいが明確にされており、児童・生徒はその中で学んでくる。書写が得意で高校に来た生徒は、書くべき文字の姿、いわゆる教科書体が頭に手にインプットされており、どんな臨書課題でも太く大きく元気に書く傾向がある。そう書くことで一定の評価を得てきたからであろう。つまり、臨書ができない。ここで「書写と書道は違う」と指導するのは簡単だが、小学3年から7年間学んできたものを一言で否定してしまうのは如何なものか。筆者は小・中学校で勤務していたが、高校書道へ繋がるものだと感じながら書写指導をしていた。そこで、高校書道としては校種を越えて、児童・生徒の学ぶ道筋を把握した上で生徒の実態に向き合って受け入れていくべきだと感じる。例えば、書写が得意な生徒が臨書できないのは、書写が弊害になっているのではなく、「臨書とは何か」「なぜ臨書をするのか」が生徒に届いていないのだ。生徒が学んできた書写教育を理解することは、書道教育の際の指導改善に生かすことができる。

### (3) アクティブラーニングに関する授業改善

平成21年の「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（注10）の中で、学士力に関する主な内容を、知識・理解（文化 社会 自然 等）、汎用的技能（コミュニケーションスキル 数量的スキル 問題解決能力 等）、態度・志向性（自己管理能力 チームワーク 倫理観 社会的責任 等）、総合的な学習経験と創造的思考力の4項目に整理している。これによると、社会に出たあとでも将来にわたり役立つ知識やスキルもそうだが、知識やスキルを獲得するための学習方法の習得が求められている。このような学生を育てるために、教師主導の知識伝達型の学習ではなく、学習者中心の知識構成型の授業に転換し、アクティブラーニングの実施が求められる。中野彰は、アクティブラーニングを「学習の形態に特徴があるのではなく、教員と学生、学生同士のインタラクションを背景に、学生が能動的に参加する授業、協働的な学習を含んだ授業、PBLを取り入れた授業などの要素を含んだ授業」と定義する（注11）。筆者が中学校国語科教員として勤めていた頃、現場で強く提唱されるようになり授業にアクティブラーニングの視点を取り入れるよう努めた。今度は書道科教育法の講義内で取り入れると同時に、学生がアクティブラーニングの視点を取り入れた授業ができるように指導していかなければならない。学生たちは、小学校から大学まで自らが受けてきた授業が、自分の授業づくりのベースになる。教科に関わらず、暗記型や反復練習型で学んできた学生は、問題解決型の授業を多く経験してきた学生に比べて、アクティブラーニングというものをイメージしにくく、理解が進みにくいようである。将来教壇に立つ前に、大学の授業で経験をしていけるようアクティブラーニングの視点から指導の改善について2つ挙げたい。

1つめは、失敗から学ぶことを取り入れたい。現場で働いて成功することはほんの一握りで失敗続きが当たり前である。しかし、養成段階の限られた時間ではできるだけ成功体験をさせようという気持ちが働いているように感じる。教員の仕事は教科指導に限らず、校務分掌、生徒指導や部活指導、保護者対応、地域との関わりなど多岐にわたるものだが、教育実習で体験できることは限られる。筆者自身中学校教員の頃は教科担当として教育実習生を受け入れていたが、「3週間で教員の素晴らしさをできるだけたくさん体験してもらいたい」「研究授業を終えてもらいたい」「是非将来教員を目指してもらいたい」という気持ちが強く働いてしまい、生徒へのフォローに先手を打ち、できるだけ失敗のないよう進めてしまっていた。彼らが成功体験を励みに努力を重ねてくれているとよいが、実際に教壇に立って現実とのギャップに対応できているだろうかと不安である。今後、学校インターンシップの導入によって実習や演習の機会が増える。そこで、大学と受け入れ校との連携をする中で、受け入れ校の生徒の迷惑にならない範囲で過保護になりすぎないようお願いをしたい。反対に、受け入れ校の迷惑にならないような準備は大学で十分にする必要がある。

2つめは、実践に即したICTを活用できる基礎的能力の育成を目指したい。ICTなしにアクティブラーニングが成り立たないということではないが、ICTによって支援されることは周知の通りである。ICTの環境整備には多大な予算必要なので簡単に進むものではないかもしれないが、教職課程の学生の実態やニーズや教職課程コアカリ

キュラムでも記述がある通り、ICT環境の充実は重要である。また、ICT関連の授業が各大学に設けられていることは承知しているが、「ICTを活用した指導力」という点では、各教科の指導法においてそれぞれ独自の指導が必要であろう。先述の69校のシラバスの調査でICTに関する記述は2校しか確認できなかった。書道の授業では、書画カメラを活用し教員や生徒が実際に表現する過程を画面に写し出して用筆法について理解を深めることができる。近年学校現場に導入されているタブレット端末を利用して作品の草稿づくりをすること、各段階における作品をタブレット端末で撮影しポートフォリオとして記録し評価や作品の変容過程を互いに振り返る活動をすることもできる。また、範書して筆使いを示すことに自信がない教員でも、範書を撮影した動画などデジタルコンテンツを画面で提示すれば効果的に指導することができる。これについては、筆者自身小学校で動いていた頃は水書板を、中学校では書画カメラを使って範書し指導してきたが、上からだけでなく横からの視点でも示せる点で動画を準備していた方がよかったと感じる。更に、生徒個々がタブレット端末で動画を見られれば、自分が必要なところを繰り返し見て練習をするということもできる。実際に模擬授業の中でICTを活用する場面を取り入れて、実践的な指導力の育成に繋げたい。

## 6. おわりに

本稿では、新学習指導要領に基づいた育成すべき資質及び能力を育むことのできる教員養成を進めるにはどのような改善が必要かという課題について、書道科教育法の指導の改善という視点から探ってきた。そして、改善のポイントとして、①教科に関する専門的事項と関連させた指導の改善、②書写と書道の学習指導要領に関する指導の改善、③アクティブラーニングに関する授業改善、を提起した。

いま、高等学校の新学習指導要領が告示目前である。「芸術ワーキンググループの審議のまとめ5. 必要な条件整備等」には次のようにある。

高等学校芸術科においては、一人一人がそれぞれの興味・関心や個性を生かして、芸術への永続的な愛好心を育てていくことが求められることから、各学校において、音楽、美術、工芸、書道の全てが開設されることが求められる。また、これからの生涯学習社会の一層の進展に対応することや、我が国の芸術文化に対する理解を深め、愛着を持つとともに、我が国及び諸外国の芸術文化を尊重する態度の育成を一層充実させる観点から、必修修のⅠを付す科目だけでなく、可能な限りⅡ及びⅢを付す科目が履修できるように教育課程に位置付けることが求められる。

これが実現されれば書道科目も開講状況は変わるだろう。また、教職課程コアカリキュラムの活用が始まり、2018年度以降のシラバスでは各大学がそれを反映しているだろう。各々の変容をよりの確に把握し、今後の研究と合わせて、より一層の書道科教育法の改善・充実を目指したい。

- 注1 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会「教職課程コアカリキュラム」(2017.11)
- 注2 文部科学省IP「中学校教員・高等学校教員(国語・書道)の免許資格を取得することのできる大学」
- 注3 「平成28年度 第41回全日本高等学校書道教育研究会北海道大会発表資料」(2016.11)当日の発表で、2府県が未提出であることが口頭で示された。
- 注4 「平成29年度 第42回全日本高等学校書道教育研究会熊本大会発表資料」(2017.11)資料内で「本年度も大阪及び新潟(未回答)データが掲載できず」との記載がある。
- 注5 学習指導要領にみる目標と内容(表現)

## 1 目標

書道Ⅰ	書道Ⅱ	書道Ⅲ
書道の幅広い活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、書写能力の向上を図り、表現と鑑賞の基礎的な能力を伸ばし、書の伝統と文化についての理解を深める。	書道の創造的な諸活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、個性豊かな表現と鑑賞の能力を伸ばし、書の伝統と文化についての理解を深める。	書道の創造的な諸活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情と書の伝統と文化を尊重する態度を育てるとともに、感性を磨き、個性豊かな書的能力を高める。

## 2 内容 A 表現

## 漢字の書

書道Ⅰ	書道Ⅱ	書道Ⅲ
ア 用具・用材の特徴を理解し、適切に扱うこと。 イ 古典に基づく基本的な点画や線質の表し方を理解し、その用筆・運筆の技法を習得すること。 ウ 字形の構成を理解し、全体の構成を工夫すること。 エ 意図に基づく表現を構想し、工夫すること。	ア 書体や書風に即した用筆・運筆を理解し、工夫すること。 イ 古典に基づく表現を工夫し、個性的に表現すること。 ウ 表現形式に応じて、全体の構成を工夫すること。 エ 感興や意図に応じた素材や表現を構想し、工夫すること。	ア 書の伝統を理解し、古典の特色を生かして表現すること。 イ 主体的な構想に基づく個性的、創造的な表現を追求すること。

## 仮名の書

書道Ⅰ	書道Ⅱ	書道Ⅲ
ア 用具・用材の特徴を理解し適切に扱うこと。 イ 古典に基づく基本的な線質の表し方を理解し、その用筆・運筆の技法を習得すること。 ウ 単体、連綿の技法を習得し、全体の構成を工夫すること。 エ 意図に基づく表現を構成し、工夫すること。	ア 書風に即した用筆・運筆を理解し、工夫すること。 イ 古典に基づく表現を工夫し、個性的に表現すること。 ウ 表現形式に応じて、全体の構成を工夫すること。 エ 感興や意図に応じた素材や表現を構想し、工夫すること。	ア 書の伝統を理解し、古典の特色を生かして表現すること。 イ 主体的な構想に基づく個性的、創造的な表現を追求すること。

- 注6 教育課程部会「国語ワーキンググループにおける審議の取りまとめ」(2016.8)

- 注7 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校および特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について（答申）」（2016.12）
- 注8 教育課程部会「芸術ワーキンググループにおける審議の取りまとめ」（2016.8）
- 注9 中央審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」（2015.12）
- 注10 中央審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（2008.12）
- 注11 中野彰「アクティブラーニングとICT」（『情報教育研究センター紀要』2015.7）

#### その他、参考文献

- 小竹光夫「教師に求められる「書写実技力」への分析と考察」（『書写書道教育研究』2001.3）
- 荒井一浩・加藤泰弘・松本貴子「書写と書道の接続に関する実践的研究—行書の習得のあり方を中心として—」（『東京学芸大学附属学校研究紀要』2004.6）
- 荒井一浩・加藤泰弘・中村和弘・松本貴子「書写と書道の一貫性のあり方に関する研究—児童、生徒の毛筆への意識と表現力を中心として—」（『東京学芸大学附属学校研究紀要』2005.5）
- 清水陽一郎「中学校国語科書写の行書指導におけるICT機器及びデジタルコンテンツの効果的な利活用に関する研究」（『上越教育大学国語研究』2014.2）
- 神原一之「本学におけるICT活用指導力育成に関する一考察—小学校教員志望学生のICT活用指導力に関する調査を通して—」（『武庫川女子大学情報教育研究センター紀要』2016.7）

〈おしがみ まきこ／本学講師〉